

第 22 回知的財産管理技能検定 3 級 解答と解説

【学科試験】

問 1

差止請求（著 112 条）や不当利得返還請求（民 703、704 条）は、著作権が侵害された場合に著作権者が取り得る措置となります。差止請求は、将来に向かって発生する侵害行為を止める最も直接的な措置です。一方、不当利得返還請求は、過去に行われた行為に対する措置となります。不当利得返還請求と損害賠償請求（民 709 条）とは、過去の行為を金銭で解決するという点において共通しますが、趣旨や適用要件は異なります（この点合格教本 1-15 参照）。

なお、登録移転の請求は、侵害行為とは直接関係ありません。

よって、イが最も不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-22、1-5 参照

問 2

国際調査は、PCT 出願がなされると自動的に行われます（PCT15 条）。

また、ア及びウは、問題文記載の通りで適切。

よって、イが最も不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 5-3 参照

問 3

『映画の著作物の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。』と規定されています（著 29 条 1 項）。

よって、ウが最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-20 参照

問 4

3 ヶ月前に自ら公知とした意匠であれば、新規性喪失の例外規定（意 4 条）により意匠登録を受けることができる可能性があります。

一方、イで公知となっているのは「他人の」意匠ですから、それに対して例外規定が適用される余地はありません（他人が自己の意匠を勝手に公開してしまった場合は「意に反

して」公知となったとして例外規定の適用の余地がありますが、この問題文のケースはあくまで他人の意匠である点に注意。)

また、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠は、意匠登録を受けることができません(意5条3号)。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 3-2 参照

問 5

優先権を主張しても、出願日自体が遡及する(繰り上がる)わけではありません。よって、実際の出願日(後の出願日)を基準に法定期間を計算するのが原則です。但し、出願公開については、例外的に優先権主張の基礎となった出願のうち最先の日を基準として1年6月の期間がカウントされます(特36条の2第2項かつこ書)。

※かなり細かい知識なので根拠条文を覚える必要はありませんが、興味がある方は特36条の2第2項かつこ書を確認してみましょう。「…優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。第64条第1項において同じ。」と規定されています。即ち、出願公開について規定する第64条1項の「特許出願の日」は、優先権主張をしている場合は、先の出願の日ということになります。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-9、1-10、1-13 参照

問 6

『公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。』と規定されています(著32条)。

よって、イが最も不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-13 参照

問 7

『他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標(その他人の承諾を得ているものを除く。)』と規定されています(商4条1項8号)。よって、アは適切。

先に出願されて登録されている商標が「自己の」ものである場合には、それに類似する商標を出願しても、拒絶理由には該当しません(商4条1項11号)。似ていても出所が同じ、ということになれば出所混同を起ささないからです。よって、イは適切。

普通名称であっても、普通に用いられる方法で表示されたもののみでなければ商標登録を受けることが可能です（商3条1項1号）。例えば極めて特殊な文字態様（デザイン化された文字など）になっていたり、何らかのマークが付されているような場合です。

よって、ウが最も不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 4-2、4-3 参照

問 8

手術方法そのものは産業上利用できないと考えられていますが、手術に使用する器具は産業上利用できる発明に該当します。よって、アは適切。

現実的に明らかに実施不可能な発明は産業上利用できる発明に該当しません。例えば、「地球全体を紫外線吸収プラスチックフィルムで覆うことによって、地球に降り注ぐ紫外線量を低減する方法」のような発明が該当すると言われていています。よって、イは適切。

必ずしも工業的に生産することができる必要はありません。例えば、単純方法の発明など生産自体不可能なものであっても発明に該当します。なお、特許法で規定される「産業上利用できる」の「産業」は、工業に限らず、農業、漁業、林業など広く含む概念です。因みに意匠法では、「工業上利用できる意匠」のみが保護対象となっていますので（意3条1項柱書）、この点混同しないようにしましょう。よって、ウは不適切。

よって、ウが最も不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-3 参照

問 9

レコード製作者には、複製権（著96条）、送信可能化権（著96条の2）を有していますが、人格的な権利である同一性保持権は有していません。

著作隣接権者（実演家、レコード製作者、放送事業者）の中で人格的な権利を備えるのは実演家のみです。但しその実演家が有するのは氏名表示権（著90条の2）と同一性保持権（著90条の3）のみで、公表権は有しませんから注意しましょう。

よって、ウが最も不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-21 参照

問 10

ア及びイは問題文記載の通りで正しい。

PCT による国際出願は、各国への手続きの一部（出願手続きや公開手続など）の共通化を図っているに過ぎず、多数国に効力が及ぶ一の特許権が発生するわけではありません。

あくまで権利は国毎に発生します。

よって、ウが最も不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 5-3 参照

問 11

ア及びウの行為は不正競争行為として法上規定されています(不2条1項3号、不2条1項13号)。

『不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。)と同若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為』は不正競争行為に該当しますが(不2条1項12号)、メールアドレスに関しては規定されていません。

よって、イが最も不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 7-2、7-4 参照

問 12

法人の発意に基づき法人の業務に従事する者が職務上作成するものであっても、契約や勤務規則において別段の定めがある場合はそちらが優先されます(著15条)。よって、アは不適切。

職務上作成されるものであれば、特に時間や場所について制限するような規定は存在しません。よって、イは適切。

ウは、問題文記載の通りで適切(著15条2項)。プログラムという性質上、必ずしも法人名義で公表されないことも多いという実情が考慮されています。

よって、アが最も不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 6-6 参照

問 13

特許異議の申立は、特許掲載公報発行の日から6月の間行うことができます(特113条)。この特許掲載公報は、設定登録された後に(即ち特許権発生後に)発行されますから(特66条)、特許異議の申立は設定登録後に行う手続となります。よってアは不適切。

拒絶査定不服審判は、拒絶査定に不服がある場合に、拒絶査定謄本送達後3月以内に行うことができる手続です(特121条)。よって、設定登録前に行う手続であり、イは適切。

判定を請求することができるのは、「特許発明」即ち、特許された発明に対して行います(特71条)。よって、ウは不適切

よって、イが最も適切。

【解答 イ】 ※合格教本 1-10、1-14、11-1（法改正対応追加テキスト）参照

問 14

著作物とは、『思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。』と規定されています（著 2 条 1 項 1 号）。よって、アは適切。

上記規定（著 2 条 1 項 1 号）に該当すれば著作物たり得ますので、著作物であるための要件として「産業の発達に寄与するもの」である必要はありません。なお、著作権法の法目的は文化の発展に寄与することとされています（著 1 条）。よって、イは不適切。

著作権法においては、著作物が「例示列挙」されています（著 10 条）。よって、ウは不適切。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 6-1、6-2、6-3 参照

問 15

不使用取消審判は、何人も請求可能です（商 50 条）。よって、アは適切。

商品の品質の誤認を生じるおそれがある商標（商 4 条 1 項 16 号）は拒絶理由でもあり（商 15 条）、同時に無効理由ともされています（商 46 条）。よって、イは不適切。

登録異議の申立をすることができるのは、商標掲載公報発行の日から 2 月以内です（商 43 条の 2）。よって、ウは不適切。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 4-4、4-7 参照

問 16

公表された著作物の試験問題としての複製は、著作権者の利益を不当に害しない範囲で認められています（著 36 条）。一部掲載であれば、「著作権者の利益を不当に害しない範囲」に該当すると考えられます。よって、アは適切。

学校その他の教育機関においては、一定範囲で著作物の複製が許されていますが、営利を目的として設置されている教育機関は除かれています（著 35 条）。よって、イは不適切。

少人数であっても、全従業員に配付するような行為は私的使用の範囲を超えており（著 30 条）、他に著作権を制限するような規定も存在しません。よって、ウは不適切。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 6-12、6-14 参照

問 17

ア及びイは問題文記載の通りで適切（著 52 条、著 54 条）。

共同著作物の場合は、最終に死亡した著作者の死後 50 年となります（著 51 条 2 項かつこ書）。

よって、ウが最も不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-19、6-20 参照

問 18

周知表示混同惹起行為とは、『他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為』のことをいいます（不 2 条 1 項 1 号）。商品等表示が公知になっているのみでは足りず、周知となっている必要があります。

よって、イが最も不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 7-2 参照

問 19

パリ条約に基づく優先権は、たとえ最先の出願が公開された後であっても、優先期間（12 月）内に出願すれば公開によって不利に取り扱われることはありません（パリ 4 条 B）。

また、パリ条約上の優先期間は、特許及び実用新案は 12 ヶ月、意匠及び商標は 6 ヶ月とされています（パリ 4 条 C (1)）。

よって、イが最も適切。

【解答 イ】 ※合格教本 5-2 参照

問 20

イのような改良発明の独占的ライセンスの強制や、ウのような販売価格の制限を付したライセンスは、不公正な取引方法に該当し、独占禁止法上問題となります。

一方、アは、いわゆる共同発明と考えられます。特許権が共有にかかる場合に、共有者に無断で他人に実施権を許諾することは特許法上認められていませんが（特 73 条 3 項）、

これは裏を返せば、共同開発成果物の第三者への実施許諾を制限できる規定とも捉えることができ、独占禁止法上も問題となる可能性は低いと考えられます。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 9-1 参照

問 21

出願審査請求制度を採用しているのは特許法のみです。意匠法及び商標法においては、出願されれば自動的に審査が行われます。よって、アは不適切。

出願公開制度（商 12 条の 2）及び先使用による商標の使用をする権利（商 32 条）はいずれも商標法に規定されている制度です。

よって、アが最も不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 4-4、4-8 参照

問 22

著作隣接権者である実演家は、譲渡権（著 95 条の 2）及び氏名表示権（著 90 条の 2）を有しますが、公表権は有していません。

よって、イが最も不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-21 参照

問 23

弁理士（付記弁理士）は特許侵害訴訟の代理人となることが出来ますが、弁護士との共同受任が条件となっています（弁 6 条の 2 第 1 項）。

弁理士は単独で特許権のライセンス契約や、国際出願に関する手続の代理人となることが出来ます（弁 4 条）。

よって、アが最も不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 10-1 参照

問 24

品種登録を受けるための要件は、①区別性、②均一性、③安定性、④未譲渡性、⑤名称適切性の 5 つです（種 3 条、種 4 条）。

よって、イが最も適切。

【解答 イ】 ※合格教本 8-1 参照

問 25

法律上明確な規定はありませんが、「すべての著作物を譲渡する」と契約書に規定するだけでは足りず、具体的な権利の名称（複製権、公衆送信権・・・など）を列挙する必要があると考えられています。

一旦適法に譲渡が行われた後は、その譲渡された物については、譲渡権は消尽します（著 26 条の 2 第 2 項）。よって、イは適切。

著作者人格権は譲渡することができません（著 59 条）。

よって、イが最も適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-8 参照

問 26

この法律で「商標」とは、人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（以下「標章」という。）であつて、業として商品を生産したり役務を提供する者が、その商品や役務に使用するもの・・・と規定されています（一部省略）（商 2 条 1 項）。

よって、文字と匂いが結合した商標は保護対象ではなく、ウが最も不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 4-1、11-1 参照

問 27

ア及びウは問題文記載の通りで適切。

イのような発明は、新規性ではなく、進歩性を有しないことを理由に拒絶されます。

【解答 イ】 ※合格教本 1-5、1-6 参照

問 28

営業秘密の 3 要件（秘密管理性、有用性、非公知性）を満たしていれば、不正競争防止法の営業秘密として保護される場合があります（不 2 条 6 項）。よって、アは適切。

永久機関は、自然法則に反しているのが発明でなく、特許法による保護を受けることができません（特 2 条 1 項）。よって、イは適切。

実用新案法における保護対象は、物品の形状、構造又は組合せに係る考案であり、方法については保護対象となっておりません（実 1 条）。よって、ウは不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-2、2-1、7-3 参照

問 29

意匠法では、出願されると自動的に審査が開始されます。よって、アは不適切。

意匠法では、出願公開制度は採用されておらず、審査を経て設定登録された意匠についてのみ公報が発行されます。よって、イは適切。

意匠権の存続期間は、設定登録日から 20 年です（意 21 条）。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 3-3、3-8 参照

問 30

『編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ。）でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する』と規定されています（著 12 条 1 項）。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 6-4 参照

【実技試験】

問 1

理由群Ⅰのアの記載内容の通りであるため、甲の発言は不適切。

【解答 ×】 ※合格教本 1-3 参照

問 2

人間を手術、治療、診断する方法といった医療行為は医療業の範疇に含まれ、産業上利用できないと考えられています。なお、手術等の医療行為において使用する機械や器具は、産業上利用できる発明に該当します。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 1-3 参照

問 3

理由群Ⅱのウの記載内容の通りであるため、乙の発言は適切。

【解答 ○】 ※合格教本 1-4 参照

問 4

『特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明』は特許を受けることができません（特 29 条 1 項 1 号）。現地人のみが理解できる現地語で公表されたものであっても、公然知られたことには変わりありません。

よって、ウが最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-4 参照

問 5

理由群Ⅲのイの記載内容の通りであるため、丙の発言は不適切。

【解答 ×】 ※合格教本 1-6 参照

問 6

『同一の発明について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めた一の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その発明について特許を受ける』

ことができない。』と規定され（特 39 条 2 項）、更に、『特許庁長官は、第二項又は第四項の場合は、相当の期間を指定して、第二項又は第四項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を出願人に命じなければならない。』と規定されています（特 39 条 6 項）。

よって、イが最も適切。

【解答 イ】 ※合格教本 1-6 参照

問 7

理由群Ⅳのエの記載内容の通りであるため、発言 1 は不適切。

【解答 ×】 ※合格教本 6-2 参照

問 8

著作物であるためには、『思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの』である必要があります（著 2 条 1 項 1 号）。

ローマ字 3 文字であっても、例えばそれらがデザイン化されて表現されていれば著作物に該当する可能性が出てきます。しかし本問では、「ゴシック体で表しただけ」とされているため創作的に表現したものではなく、著作物には該当しません。

よって、エが最も適切。

【解答 エ】 ※合格教本 6-2 参照

問 9

理由群Ⅳのアの記載内容の通りであるため、発言 2 は適切。

【解答 ○】 ※合格教本 6-2、6-3 参照

問 10

講演は、言語の著作物です（著 10 条 1 項 1 号）。

【解答 ア】 ※合格教本 6-2、6-3 参照

問 11

理由群Ⅳのウの記載内容の通りであるため、発言 3 は適切。

【解答 ○】 ※合格教本 6-4 参照

問 12

『編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ。）でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。』と規定されています（著 12 条 1 項）。

素材としてのレストランが、「新たな視点でジャンル別に分類」されているため、その素材の選択又は配列によつて創作性を有するものに該当すると考えられます。

よつて、ウが最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-4 参照

問 13

『「意匠」とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。』と規定されています（意 2 条 1 項）。意匠法上の物品とは、「視覚を通じて把握される定型の有体動産」と考えられているので、不動産であるマンションや、定型性のない粉状物である小麦粉は、意匠法上の物品に該当せず、登録を受けることができません。

よつて、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 3-1 参照

問 14

アのケースのように、国際出願の指定国に日本を含めることは可能であり、これを「自己指定」といいます。よつて、アは不適切。

先の出願が特許されれば自動的に特許になるといった取り扱いは、特許独立の原則（パリ 4 条の 2）に反し許されません。パリ条約上の優先権を主張していたとしても同じです。よつて、イは不適切。

外国を指定した P C T 出願に基づいて、我が国にパリ条約上の優先権を主張して出願することも可能です。

よつて、ウが最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 5-2、5-3 参照

問 15

商標権の効力は、同一又は類似の指定商品（役務）の範囲まで及びますが（商 25 条、商 37 条 1 号）、指定商品等の「区分」と商品（役務）の同一・類似は必ずしも一致しません。

例えば、区分が同じ中にも非類似の商品（役務）がある一方で、区分が異なっても類似と判断される商品（役務）も存在します。よって、アは不適切。

イ及びウは、問題文記載の通りで適切。

よって、アが最も不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 4-6 参照

問 16

『意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。』と規定されています（意 23 条）。

形状が似ていても（全く同一であっても）、物品として非類似の USB メモリには意匠権の効力は及びません。よって、ア及びウは不適切、イは適切。

【解答 イ】 ※合格教本 3-8 参照

問 17

「意匠登録を受ける権利」の考え方は、基本的には「特許を受ける権利」と同じ考え方をすれば足ります。

「意匠登録を受ける権利」も一種の財産権なので、他人に譲渡等することが可能です。よって、アは適切。

事前の契約だけでなく、意匠が完成した後の契約によって意匠登録を受ける権利を X 社が譲り受け、その後 X 社が出願することも可能です。よって、イは不適切。

デザイン料を X 社が負担していたとしても、創作者が甲であることに変わりはありません。よって、ウは適切。

【解答 イ】 ※合格教本 1-7（特許を受ける権利）参照

問 18

『登録品種の育成をする方法についての特許権を有する者…が当該特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、若しくはこれらの行為をする目的をもって保管する行為』には、育成者権の効力は及ばないとされています（種 21 条 1 項 2 号）。よって、アは不適切。

『育成者権の存続期間は、品種登録の日から二十五年（第四条第二項に規定する品種にあっては、三十年）とする。』と規定されています（種 19 条 2 項）。また、存続期間を延長する制度は存在しません。よって、イは適切。

『新品種の育成その他の試験又は研究のためにする品種の利用』には、育成者権の効力

は及ばないとされています（種 21 条 1 項 1 号）。よって、ウは適切。

よって、アが最も不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 8-1 参照

問 19

ア及びイは、問題文記載の通りで適切。

異なる審査官による再審査を求める制度は我が国の特許法には存在しません。

よって、ウが最も不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-12 参照

問 20

アのようなケースの場合、設定登録に伴って、通常実施権が許諾されたものとみなされますから（特 34 条の 3 第 2 項）、許諾範囲を変更等するといった特別な事情がなければ、契約を締結し直す必要はありません。よって、アは適切。

イの問題文記載の通り、特許権と意匠権はそれぞれ独立した権利ですから、両方の権利について実施権の許諾を得ておく必要があります。片方の許諾を得たからといって、他方が自動的に許諾されることにはなりません。よって、イは不適切。

ウは、問題文記載の通りで適切。なお、特許と実用新案は法域が異なっても先後願の判断がされますから注意しましょう。

【解答 イ】 ※合格教本参照なし

問 21

同一性保持権は、『著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。』として規定されています（著 20 条 1 項）。

しかし一方で、『建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変』や、『著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの』といった改変には適用しないとした例外規定も存在します（著 20 条 2 項）。

よって、ウの行為が侵害に該当する可能性が最も高い行為となります。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-8 参照

問 22

商標の登録要件として、「商号登記されていること」は求められていません。即ち、商号登記されていなくとも商標登録を受けることは可能です。よって、アは不適切。

『他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的をもつて使用をするもの』は商標登録を受けることができません（商 4 条 1 項 19 号）。よって、イは適切。

独創的な図形であれば、確かに、そのロゴマーク B は著作物として著作権法で保護されます。しかし、そうであるからといって商標登録出願をしなくてもよいことにはなりません。例えば、他人がそのロゴマーク B に類似するロゴマークを独自に考え、それを商標登録したような場合、ロゴマーク B を使用するとその他人の商標権を侵害することになってしまいます。

【解答 イ】 ※合格教本 4-3 参照

問 23

特許権者は差止請求権（特 100 条）を有していますから、アは適切。

販売を中止したとしても、過去に行われた侵害行為に対しては損害賠償請求可能です。なお、損害賠償請求権の消滅時効は、損害及び加害者を知ったときから 3 年若しくは不法行為の時から 20 年のいずれか早い方となります（民 724 条）。よって、イは不適切。

『特許権…の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により…無効にされるべきものと認められるときは、特許権者…は、相手方に対しその権利を行使することができない。』と規定されています（特 104 条の 3 第 1 項）。即ち、特許権が無効審判によって無効とされていない段階でも、無効理由が存在する特許権は権利行使が制限されています。よって、ウは適切。

【解答 イ】 ※合格教本 1-15 参照

問 24

アのようなケースの場合、付随対象著作物として著作権が制限されるため、複製権の侵害とはなりません（著 30 条の 2）。よって、アは不適切。

貸与権は、複製物を貸与した場合に問題となる権利であつて、原作品を貸与した場合には問題となりません（著 26 条の 3）。よって、イは適切。

会社の会議で使用する目的がある時点で、私的使用の範囲とはなりません。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-11、6-12 参照

問 25

国際調査報告書を受け取った出願人は、所定の期間内に、請求の範囲について一度だけ補正をすることができます（PCT19条）。よって、アは不適切。

イ及びウは、問題文記載の通りで適切。

【解答 ア】 ※合格教本 5-3 参照

問 26

アは問題文記載の通りで適切。

実用新案登録出願を行う場合、図面は必須の書面となっています（実 5 条 2 項）。また、実用新案登録されると、その図面の内容も公報に掲載され、その時点で意匠としても新規性を喪失してしまいます。一方、自己の行った出願について公報掲載されて新規性を喪失した場合には、意匠の新規性喪失の例外規定は適用されません（意 4 条）。自ら公知としたものでも、意に反して公知となったものでもないからです。よって、実用新案登録を待っていると、その後意匠登録出願を行っても登録を受けることが出来なくなるため不適切です。

特徴ある部分について部分意匠としても併せて出願しておくことは、グリップ部分以外の形状等が異なりラケット全体として見れば非類似となってしまうようなラケットであっても、グリップ部分さえ似ていれば権利効力を及ぼすことが可能となります。よって、ウは適切。

【解答 イ】 ※合格教本 2-1、3-4、7-2 参照

問 27

特許の場合、第 1 年分～第 3 年分の特許料は纏めて支払う必要があります（特 108 条 1 項）。そうすると、

$$(2,300+200) \times 3 = 7,500 \text{ 円}$$

【解答 7,500 円】 ※合格教本 1-13 参照

問 28

商標法は、形式的に「商標（文字や図形など）」を保護することによって、その商標が使用されることによってその商標に蓄積する「業務上の信用」を本質的に保護せんとしています

【解答 業務上の信用】 ※合格教本 4-1 参照

問 29

平成 26 年法改正により、『この法律で「商標」とは、人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。』と規定されました（商 2 条 1 項）。

「色彩（のみ）」「音」以外には、「動き」「ホログラム」「位置」といった新しいタイプの商標も保護されるようになっています。

【解答 音】 ※合格教本 11-1 法改正追加コンテンツ参照

問 30

業として（事業として）使用されることが前提となります。

【解答 業として】 ※合格教本 4-1 参照